

令和5年度薬物乱用防止教育・啓発プログラム

令和5年度神奈川県薬物乱用防止対策実施要綱に基づき、青少年等に対して効果的な啓発を行うため、実施すべき具体的な行動計画を次のとおり策定する。

1 学校における薬物乱用防止教育

(1) 薬物乱用防止教育の計画的実施

ア 学校における薬物乱用防止教育の計画的推進と重点化

- 県教育局は、学校喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育推進協議会を中心に、国の「第五次薬物乱用防止五か年戦略」を推進するための具体的な取り組みについて重点化を図り、令和5年度の重点を定め、事業の効率的実施・評価に努める。

イ 指導用資料の活用促進

- 県教育局は、全ての公立学校（小・中・高等学校、中等教育学校等）において「喫煙、飲酒、薬物乱用防止教育指導資料（改訂版）」及び、「危険ドラッグ」に関する指導資料、教員用指導補助資料の積極的な活用を図る。

ウ 薬物乱用防止教育児童・生徒用教材の作成・配付

- 県教育局、県福祉子どもみらい局は、小学校6年生の保護者向け、高等学校3年生向けの教材を全ての小学校6年生の保護者、高等学校3年生にそれぞれ配付する（義務教育学校・中等教育学校を含む）。
- 県教育局、県福祉子どもみらい局及び市町村等は、国や県、市の各機関が作成したポスター等の啓発教材を各学校に配付する。
- 県健康医療局、県教育局及び県福祉子どもみらい局は、全ての学校の生徒が危険ドラッグの危険性について理解と知識を深められるように、危険ドラッグ乱用防止啓発DVDや、ホームページに掲載している啓発資材の学校での活用を推進する。

エ 薬物乱用防止教育を実施するための指導者の資質向上

- 県教育局等は、教職員、保護者、学校関係者が一堂に会し、喫煙、飲酒、薬物乱用に関する専門的な知識の習得を目的とした喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育研修講座を開催し、最新の知見のみならず、児童生徒の発達段階、学校における指導状況等への理解を深める。

(2) 薬物乱用防止教室の充実

ア 内容充実に向けた外部講師の養成及び学校と外部講師との連携の強化

- 県健康医療局、県教育局は、学校薬剤師、薬物乱用防止指導員等の外部指導者が薬物乱用防止教室講師となる際の指導の課題等を共有する薬物乱用防止教室指導者講習会を開催し、効果的な講演の在り方や科学的知見に基づく正確かつ最新の薬物事情等について研修し、指導力の向上を図る。
- 各公立学校は、県教育委員会作成「薬物乱用防止教室開催マニュアル」（「喫煙、飲酒、薬物乱用防止教育指導資料（改訂版）」に収載）を活用し、学校と外部講師の協力関係を確立する。

- 各学校は、薬物乱用防止教室開催マニュアル(「喫煙、飲酒、薬物乱用防止教育指導資料(改訂版)」に収載)に準じた児童・生徒への事前・事後指導の実施及び講演の評価を実施する。
- 各学校は、「薬物乱用防止教室申込・報告システム」を利用して薬物乱用防止教室実施率を高め、薬物乱用防止教育の質的向上を図る。

イ 教員による薬物乱用防止教室のための講師の養成

- 県教育局等は、教員による薬物乱用防止教室実施のため、技術向上に向けて研修を実施する。
- 各学校は、「喫煙、飲酒、薬物乱用防止教育指導資料(改訂版)」及び、「危険ドラッグ」に関する指導資料、教員用指導補助資料等を活用し、児童生徒の発達段階に応じた指導を行う。

ウ 薬物乱用防止教室の学校保健計画への位置づけ

- 中・高等学校、中等教育学校等は、100%実施を目指し、学校保健計画へ位置づける。
- 県福祉子どもみらい局、県教育局、市町村教育委員会事務局は、薬物乱用防止教室実施結果集計報告等で、実態を把握することにより必要に応じ学校に助言又は指導する。

(3) 状況に応じた児童・生徒への対応

ア 学校における相談体制の充実と適切な緊急対応

- 各学校は、学校において薬物乱用防止に係る指導が困難な児童・生徒に対しては、家庭訪問や関係施設等との連携により児童・生徒の実態や状況に応じた指導を実施する。
- 各学校は、学校保健委員会、養護教諭、スクールカウンセラー等の連携を図り、相談体制を充実させる。
- 各公立学校(小・中・高等学校、中等教育学校等)は、児童・生徒、保護者から薬物乱用の相談を受けたときは、県教育局作成「薬物乱用緊急対応マニュアル」(「喫煙、飲酒、薬物乱用防止教育指導資料(改訂版)」に収載)等に基づき、外部の薬物相談窓口との連携を図るなど、学校で適切な対応を取れるよう指導体制を充実させる。

イ 相談機関の生徒への周知

- 県健康医療局は、薬物乱用防止教室、街頭キャンペーン等の機会を利用して相談機関を掲載したリーフレット等を配布する。

ウ 学校と警察の連携と的確な指導

- 県警察は、神奈川県学校・警察連絡協議会等を通じ、少年の薬物乱用実態等について情報提供を行い、学校は、情報を基に必要に応じて指導を実施するとともに、薬物乱用を把握した場合には速やかに警察に連絡する。

2 地域における薬物乱用防止啓発

(1) 関係機関、団体の連携等による啓発

ア 薬物乱用防止地域連絡会の充実

- 保健福祉事務所等の地域連絡会実施主体において、青少年指導者団体等に参加を呼びかける。

イ 青少年指導者団体による薬物乱用防止支援

- 青少年指導者による薬物乱用防止啓発・相談支援を実現するため、青少年指導者団体に協力を呼び掛け、青少年指導者の薬物乱用防止研修等への参加を促進する。

ウ 住民に対する啓発

- 薬物クリーンかながわ推進会議や薬物乱用防止指導員協議会は、「ダメ。ゼッタイ。」普及運動、麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動の期間を中心に、危険ドラッグ等を含めた薬物乱用防止キャンペーン等を実施する。
「ダメ。ゼッタイ。」普及運動 実施期間：6月から7月
麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動 実施期間：10月から11月
- 県機関は、危険ドラッグの危険性について、危険ドラッグ乱用防止啓発動画をインターネットで公開するなど周知し、薬物乱用防止指導員等が自治会や町内会などで行う啓発活動を推進・支援する。
- 関係機関は、地域の活動を活用して各種キャンペーン等を実施し、ポスターの掲示や啓発資材の配布等により、薬物乱用に関する基礎的知識や薬物相談窓口等を周知する。
- 関係機関は、多様な広報媒体にて情報を発信し、各種運動等と連携を図り、啓発機会を広く確保する。
- 市町村は、地区薬剤師会等と連携を図り、キャンペーン等を実施する。

エ 有職・無職少年に対する啓発機会の確保

- 県警察、青少年指導者団体等は、連携を図りながら、街頭指導・補導、その他の活動の機会を捉え、薬物乱用防止の啓発に努める。
- 県健康医療局は、有職・無職少年を対象とした薬物乱用防止啓発資材を作成し、労働団体やハローワーク等に対し啓発に努める。

オ 大学生・専修学校生等に対する啓発機会の確保

- 関係機関は、大麻等の薬物乱用防止を図るため大学・専修学校等に対し、ポスター、リーフレットなどの啓発資材を送付する。
- 大学・専修学校等に対し、薬物乱用防止のため入学時のガイダンス等を活用した薬物乱用防止講演会の開催などを促し、協力する。

(2) 薬物乱用防止相談体制の充実

ア 保健福祉事務所（センターを含む。）、精神保健福祉センター等の相談窓口の充実

- 県健康医療局は、相談担当者研修を開催し、担当者の相談技術の向上を図る。

イ 青少年指導者等による相談窓口の紹介

- 薬物乱用防止地域連絡会を通じ、地域の青少年指導者と相談窓口で連携を図り、紹介体制を整える。

ウ 民間相談窓口との連携

- 県健康医療局は、「いのちの電話」等の民間相談窓口との連携を図る。

エ けしの相談対応の充実

- 県健康医療局は、「栽培してはいけないけし」に関し、関係機関と連携を図り、県民等からの相談に適切に対応する。

(3) 環境整備

ア 青少年指導者間の連携

- 少年補導員、青少年相談員等の青少年指導者は、互いに連携を図り、薬物事犯に巻き込まれる恐れのある少年の早期発見、街頭指導・補導に協力する。

イ 出版物の販売等の規制

- 県福祉子どもみらい局は、青少年保護の観点から、薬物乱用を助長する恐れのある出版物（薬物マニュアル等）があれば、青少年保護育成条例に基づき児童福祉審議会に意見を聴取したうえで、有害図書類として指定する。

3 家庭への啓発

(1) 保護者への情報提供

- 県教育局は、保護者やPTA団体に対し薬物乱用防止に関する情報提供を行う。
- 県教育局は、薬物乱用問題への取組を促す内容を掲載した「PTA活動のためのハンドブック」等を改編し、県のホームページに掲載する。
- PTA団体に対し、保健福祉事務所が実施する薬物乱用防止講演会等に参加を呼びかける。

(2) 保護者の自主的で積極的な活動を促進

- 各学校のPTAは、学校保健委員会等を通じ、保護者に対して各学校で行われる薬物乱用防止教室等への参加を呼びかける。
- 各学校のPTAは、保護者に「薬物クリーンかながわ推進会議」により行われるキャンペーン等への協力を呼びかける。